# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

- 1 令和6年第3回定例会提出予定議案の説明
  - (2) 議案第130号 北部地域療育センターの指定管理者の指定について

資料1 指定管理者指定議案に係る参考資料

別 紙 指定管理予定者の選定結果について

令和6年8月29日

健康福祉局

## 1 管理を行わせる公の施設の概要

(2) 所在地 川崎市麻生区片平5丁目26番1 号 川崎市高株区片平5丁目26番1 号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条 例 本施設は、障害児及び心身の成長や発達に心配のある児童に対して、それぞれの特性や状態に応じた相談支援、医療、療育(児童発達支援)の提供等を行い、児童の成長をサポートするとともに、保護者や地域の関係機関(保育所、分稚園、学校、障害児通所施設等)に対する専門的助言・提案等を通して、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的として設置しています。 (5) 施設の事業内容 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する降育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する障害児相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (6) 障害児後のの技術援助及び指導に関すること (6) 障害児をいかある児童に対する程学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児をいかある児童に対すると (6) 障害児をいかある児童に対するとと (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会) における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会 (15) 現在の管理者	「自生で刊わせるムの	
(3) 設置条例  川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例  本施設は、障害児及び心身の成長や発達に心配のある児童に対して、それぞれの特性や状態に応じた相談支援、医療、療育(児童発達支援)の提供等を行い、児童の成長をサポートするとともに、保護者や地域の関係機関(保育所、幼稚園、学校、障害児通所施設等)に対する専門的助言・提案等を通して、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的として設置しています。 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する障害児相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) 現在の管理者  社会福祉法人同愛会	(1) 名称	北部地域療育センター
(4) 設置目的 本施設は、障害児及び心身の成長や発達に心配のある児童に対して、それぞれの特性や状態に応じた相談支援、医療、療育(児童発達支援)の提供等を行い、児童の成長をサポートするともに、保護者や地域の関係機関(保育所、幼稚園、学校、障害児通所施設等)に対する専門的助言・提案等を通して、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的として設置しています。 (5) 施設の事業内容 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する尾宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する降害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する降害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する降害児相談支援・事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する困談に関することと (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関に関活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会	(2) 所在地	川崎市麻生区片平5丁目26番1号
(4) 設置目的 本施設は、障害児及び心身の成長や発達に心配のある児童に対して、それぞれの特性や状態に応じた相談支援、医療、療育(児童発達支援)の提供等を行い、児童の成長をサポートするとともに、保護者や地域の関係機関(保育所、幼稚園、学校、障害児通所施設等)に対する専門的助言・提案等を通して、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的として設置しています。 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。 (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること。 (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。 (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する降害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する困談に関すること。 (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する困談に関すること。 (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること。 (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること。 (8) 施設の維持管理に関すること。 (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること。 (10) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること。 (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること。 (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会) における意見等への対応に関すること。 (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (14) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (15) 現在の管理者	(3) 設置条例	川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条
して、それぞれの特性や状態に応じた相談支援、医療、療育(児童発達支援)の提供等を行い、児童の成長をサポートするとともに、保護者や地域の関係機関(保育所、幼稚園、学校、障害児通所施設等)に対する専門的助言・提案等を通して、誰もが任み慣れた地域で暮ら人続けることができるよう支援することを目的として設置しています。  (5) 施設の事業内容 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する尾空訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (15) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		例
童発達支援)の提供等を行い、児童の成長をサポートするとともに、保護者や地域の関係機関(保育所、幼稚園、学校、障害児通所施設等)に対する専門的助言・提案等を通して、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的として設置しています。  (5) 施設の事業内容  (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会) における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (15) 現在の管理者  社会福祉法人同愛会	(4) 設置目的	本施設は、障害児及び心身の成長や発達に心配のある児童に対
に、保護者や地域の関係機関(保育所、幼稚園、学校、障害児通所施設等)に対する専門的助言・提案等を通して、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的として設置しています。 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する障害児相談支援、事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		して、それぞれの特性や状態に応じた相談支援、医療、療育(児
所施設等)に対する専門的助言・提案等を通して、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的として設置しています。 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する時害相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		童発達支援) の提供等を行い、児童の成長をサポートするととも
おた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的として設置しています。 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会) における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (15) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること		に、保護者や地域の関係機関(保育所、幼稚園、学校、障害児通
として設置しています。 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する時定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び情報の提供に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		所施設等)に対する専門的助言・提案等を通して、誰もが住み慣
(5) 施設の事業内容 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (15) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		れた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的
に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		として設置しています。
に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会	(5) 施設の事業内容	(1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援
童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会) における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		
(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (15) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児
支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること(6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること(7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること(8) 施設の維持管理に関すること(9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること(10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること(11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること(12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること(13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること(13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること		<b>童発達支援に関すること</b>
(4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること(6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること(7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること(8) 施設の維持管理に関すること(9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること(10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること(11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること(12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること(13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること(13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること(6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問
援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援 事業及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理 学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の 実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評 価委員会) における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関す ること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		支援に関すること
事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支
と (5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること(6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること(7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること(8) 施設の維持管理に関すること(9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること(10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること(11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること(12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること(13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること(6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		援、障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援
(5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること(6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること(7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること(8) 施設の維持管理に関すること(9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること(10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること(11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること(12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること(13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること(13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること(6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関するこ
学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (14) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (15) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		と
(6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること (7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の 実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評 価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関す ること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(5) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理
(7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること (8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		学的及び社会学的な診断、治療、検査並びに評価に関すること
(8) 施設の維持管理に関すること (9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の 実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評 価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関す ること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(6) 障害児等に対する療育訓練及び指導に関すること
(9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の 実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評 価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関す ること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(7) 地域関係機関への技術援助及び情報の提供に関すること
(10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の 実施等に関すること (11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評 価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関す ること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(8) 施設の維持管理に関すること
実施等に関すること (1) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(9) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること
(11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること (12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評 価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関す ること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(10) 地域における障害等の理解促進のための取組や療育講座の
(12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		実施等に関すること
価委員会)における意見等への対応に関すること (13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関す ること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(11) 特に川崎市が実施する支援施策との協同・連携に関すること
(13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること (6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(12) 提案内容の確実な履行及び附属機関(民間活用事業者選定評
ること(6) 現在の管理者社会福祉法人同愛会		価委員会)における意見等への対応に関すること
(6) 現在の管理者 社会福祉法人同愛会		(13) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関す
		ること
(7) 現在の管理運営費 268,429,000円 (指定管理期間の平均金額)	(6) 現在の管理者	社会福祉法人同愛会
	(7) 現在の管理運営費	268, 429, 000円(指定管理期間の平均金額)

## 2 指定管理者となる団体の概要

名称	社会福祉法人同愛会	
所 在 地	横浜市保土ケ谷区上菅田町金草沢1749番地	
代表者名	理事長 髙山 和彦	
設立年月	昭和53年3月18日	
基本財産	基本財産(令和6年3月31日時点)5,692,777,502円	
又は資本の額	至平外产(17年6) 7701日 1971/1971 1971	
職員数	理事6人、監事2人、職員2,072人	
又は従業員数		
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して	総合的に提供される
	よう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳	を保持しつつ、心身
	ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会に	おいて営むことがで
	きるよう支援することを目的とする	
事業概要	1 第1種社会福祉事業	
(令和5年	(1) 障害者支援施設の経営	
度)	(2) 障害児入所施設の経営	
	2 第2種社会福祉事業	
	(1) 老人デイサービス事業の経営	
	(2) 障害福祉サービス事業の経営	
	(3) 相談支援事業の経営	
	(4) 老人介護支援センターの経営	
	(5) 老人居宅介護等事業の経営	
	(6) 移動支援事業の経営	
	(7) 地域活動支援センターの経営	
	(8) 障害児通所支援事業の経営	
	3 公益を目的とする事業	
	(1) 訪問看護事業	
	(2) 就労支援センターの経営	
	(3) 居宅介護支援事業	
	(4) 居宅介護従事者等養成研修事業	
	(5) 診療所の経営	
	(6) 地域包括支援センターの経営	
	(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支払	爰するための法律に
	基づく地域生活支援事業	
	(8) 障害者後見的支援運営法人運営事業	
	(9) 障害児・者に対し、高等学校卒業資格を得るた	めの学習を支援する
	事業	
	(10) 障害者相談支援事業(基幹相談支援センター)	
	(11) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業	<b>美</b>
	(12) 福祉・介護・医療分野における人材紹介事業	
決 算	事業活動収入計(1)	12, 149, 388, 323円
(令和5年	事業活動支出計(2)	11, 459, 130, 708円
度)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	690, 257, 615円
	施設整備等収入計(4)	44, 287, 080円
	施設整備等支出計(5)	288, 150, 212円
	市施整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△243, 863, 132円

その他の活動収入計(7)	153, 127, 463円
その他の活動支出計(8)	409, 547, 933円
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△256, 420, 470円
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	189, 974, 013円
前期末支払資金残高(11)	4, 510, 959, 731円
当期末支払資金残高(10)+(11)	4, 700, 933, 744円

## 3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 4 選定結果

別紙のとおり

## 5 事業計画

3 事未前凹					
項目	事業内容				
障害者支援に対する考え	(1) 障害のある子ども本人の最善の利益のための支援				
方、方向性、取組	(2) 子どもと家族のウェルビーイング向上のための支援				
	(3) インクルージョンの推進のための支援				
	(4) 地域包括ケアシステムにおける子どもへの支援(北部地域				
	障害児支援概念図)の推進 等				
施設運営計画(提供する	(1) 様々な職種や地域の機関と連携を図りながらの相談支援				
サービスの考え方、日課	(2) 地域の医療機関と連携を図りながらの診療及び必要に応				
等)	じた評価、指導等				
	(3) 子どもの障害特性や発達的な特徴を踏まえた環境や関わ				
	りの工夫についての保護者支援 等				
地域における他機関等と	(1) 市内の他3地域療育センター等の関係機関との連携				
の協同・連携についての	(2) 地域の障害児通所支援事業所との連携 等				
考え方について					
課題の把握及び重点的な	(1) 障害のある子どもや発達の気になる子どもへの入口とし				
取組についての考え方	ての支援				
	(2) 中重度児支援				
	(3) 医療的ケア児支援(居宅訪問型児童発達支援を含む) 等				
上乗せ提案	(1) 土曜日開所による地域貢献の取組				
	(2) ソーシャルワーカーの相談時間延長のモデル実施				
	(3) 地域の子育て事業と連携した専門的な相談支援の取組 等				

## 6 **収支計画** (単位:千円)

		金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	項目	令和	令和	令和	令和	令和	^ <b>⇒</b> 1
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	合 計
Ц	又入	508, 901	511, 406	513, 913	516, 419	518, 925	2, 569, 564
	指定管理料	316, 191	316, 191	316, 191	316, 191	316, 191	1, 580, 955
	利用料金等	182, 759	185, 193	187, 630	190, 065	192, 500	938, 147
2	その他の収入	9, 951	10,022	10, 092	10, 163	10, 234	50, 462
	支 出	498, 730	506, 183	513, 668	521, 194	528, 754	2, 568, 528

### 北部地域療育センターの指定管理予定者の選定結果について

#### 1 応募状況

説明会参加: 0 団体

応募団体 : 2団体(社会福祉法人同愛会、株式会社エルチェ)

## 2 指定管理者選定評価委員会委員

隆島 研吾(神奈川県立保健福祉大学 名誉教授)

内野 恵美(公認会計士)

赤塚 光子 (元立教大学コミュニティ福祉学部 教授)

行實 志都子(神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部 教授)

渡部 匡隆(横浜国立大学大学院教育学研究所 教授)

豊島 康晴(社会保険労務士)

#### 3 選定理由

次期指定管理業務に関して仕様書に沿った提案がなされており、事業や収支の計画も 妥当と言える。また、これまでの運営状況も良好であり、今までどおり安定した施設運 営が見込まれること等を評価し、当該団体を選定した。

## 4 審査結果(※基準点774点以上)

選定基準	配点	指定管理予定者	(株) エルチェ
①事業目的の達成とサー ビスの向上への取組	486点	343. 4点	328. 2点
②事業経営計画と管理経 費縮減等への取組	330点	232点	226点
③事業の安定性・継続性 の確保への取組	240点	154点	169点
④応募団体自身について の評価	144点	109. 2点	94. 8点
⑤応募団体の取組	90点	60点	62点
基準評価合計	1,290点	898.6点	880点
加点評価	90点	65点	57点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		0点	0点
合 計	1,380点	963. 6点	937点

#### 5 提案額

年 額 316,191,000円(1年間) 指定期間計 1,580,955,000円(5年間)